

1. 申請手続きの流れ

Step1 被扶養者資格の確認 健康保険における被扶養者資格の要件を満たしているか、申請の手引きで事前に確認したうえで申請してください。

Step2 必要書類の準備 被扶養者異動届・現況届・添付書類の3点を用意してください。

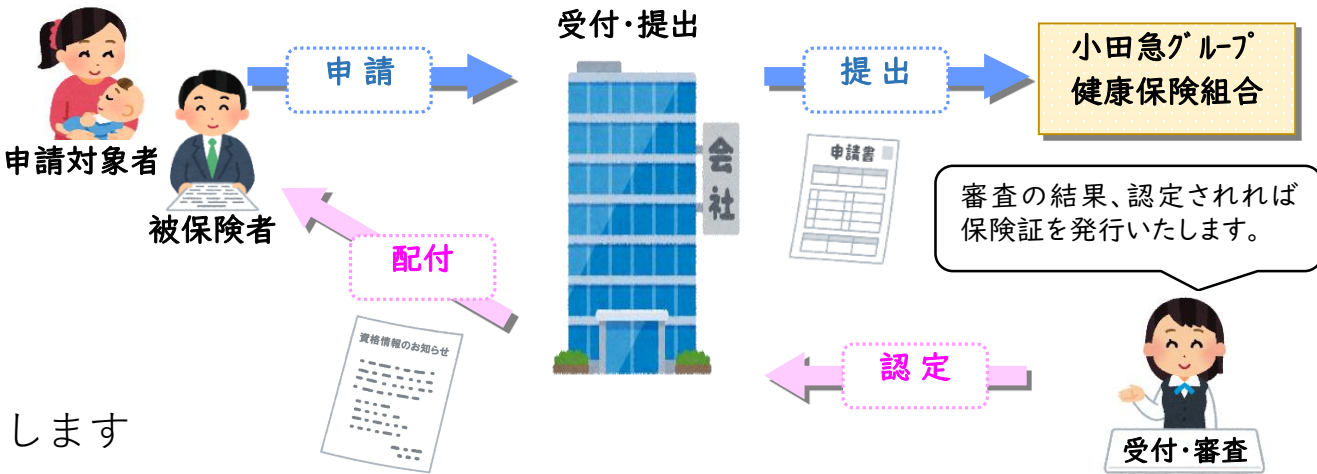
種 別	内 容
被扶養者異動届	申請対象者の生年月日等の基本情報を記載した届出書類で、資格取得、資格喪失両方の申請に使用
被扶養者現況届	申請対象者の申請理由や収入等の状況について申告する書類
添付書類	申請対象者の生計維持関係や収入状況など、審査に必要な書類(戸籍謄本や仕送りを表すもの)

- ※1 異動届と現況届は当健保のHPより入手してください
- ※2 現況届は続柄ごと(配偶者、子、父母・その他)に分かれています
- ※3 添付書類は、別表4の添付一覧表①～③をご参照ください(配偶者→①、子→②、父母・その他→③をそれぞれ参照)

Step3 必要事項の記入と会社経由※で提出

Step4 認定された場合、会社経由※で資格情報のお知らせが配付されます

※任意継続者については健保と直接やり取りします



2. 認定日と喪失日

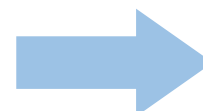
申請対象者は、扶養の事実が生じた日（資格発生日）から、通常5日以内に勤務先を通じて被扶養者異動届（増）を健保組合に提出する必要があります。しかし、提出書類の準備期間等を考慮し、当健保組合では原則として以下の取り扱いとします。

- 資格発生日から**2ヶ月以内**の提出は、当該日を認定日とする。
- **2ヶ月**を超えて提出があった際は、必要書類一式が揃った状態で**当健保組合に到着した日**を認定日とする。

一方、被扶養者の要件を満たさないことが明らかになった場合は、当該日（資格喪失日）から速やかに被扶養者異動届（減）に保険証を添付して提出してください。

資格発生日の例

- ・被保険者が入社した日
- ・誕生日、婚姻受理日、退職日の翌日
- ・雇用保険の受給期間終了日の翌日
- ・年間収入が基準額を下回ることが明らかになった日 等

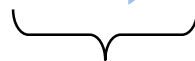
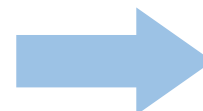


2ヵ月以内

小田急グループ
健康保険組合

資格喪失日の例

- ・退職した日の翌日、就職日、死亡日の翌日、離婚日
- ・雇用保険の支給初日、年金額（増）の改定通知日
- ・後期高齢者への移行日（75歳の誕生日）※
- ・年間収入が基準額を超えることが明らかになった日 等



速やかに

小田急グループ
健康保険組合

※あるいは、65歳以上75歳未満の方であって、国で定める程度の障害の状態にあるとして後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、その認定を受けた日